

平成18年6月12日

株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目5番25号
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
代表取締役社長 増 田 宗 昭

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面(議決権行使書)または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面(議決権行使書)により議決権を行使される場合】

後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成18年6月27日(火曜日)の午後6時までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法(インターネット)により議決権を行使される場合】

インターネットにより議決権行使サイト(<http://www.it-soukai.com>)にアクセスしていただき、議決権行使サイトに掲載しております「株主総会参考書類」をご検討のうえ、画面の案内に従って賛否を入力し、平成18年6月27日(火曜日)の午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットウェブサイト(<http://www.it-soukai.com>)より、議決権をご行使いただく場合、その他議決権行使に関する事項は、後記「議決権行使のご案内」(29頁から30頁)をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日(水曜日)午前10時
(なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、当期において当社を中心に行われた大規模組織再編の結果、連結対象会社が増大したため、これに伴う連結決算数値確定に必要とされる時間を例年以上に要したためです。)
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館中2階 「光の間」

(前期までの定時株主総会とは開催場所が異なりますので、末尾記載のご案内略図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意願います。なお、前期までの定時株主総会の開催場所と異なる理由は、上記の日時を株主総会日としたことにより、例年開催しております開催場所の確保ができなかったためです。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第21期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
 2. 第21期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 第21期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の金銭以外の報酬承認の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |
| 第6号議案 | 通常型ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

4. その他株主総会招集に関する決定事項

書面(議決権行使書)または電磁的方法(インターネット)によって議決権をご行使いただく場合、各議案に対し賛否(または棄権)のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有するほかの株主様に限りません。)

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以上

-
1. 株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.ccc.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第21期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（32頁）に記載のとおりであります。当社は、財務体質の強化及び内部留保の確保に努めつつ、安定的な配当の継続を基本方針とし、当期の業績及び今後の経営環境を総合的に勘案して配当を行っております。利益配当金につきましては、1株につき7.5円とさせていただきたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき6円を含めました当期の株主配当金は、1株につき13.5円となり、前期配当（1株につき6円）に比べ1株につき7.5円の増配となります。

内部留保金につきましては、将来の利益拡大や事業基盤強化に繋がる戦略的投資に有効活用してまいりたいと存じます。

当期の役員賞与金につきましては、当期の利益、その他諸般の事情を勘案し、期末時の取締役6名及び監査役4名に対し、役員賞与金32,250,000円（うち監査役賞与金2,250,000円）とさせていただきたいと存じます。なお、本議案は、会社法第361条第1項及び同法第387条第1項に定める報酬等のうち賞与の支給に関する承認議案を兼ねるものとします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するための規定を新設するものであります（変更案第9条）。

旧商法の株主総会の開催地に関する規制が廃止されたことから、株主総会をより柔軟に開催するため、該当する定款規定を削除するものであります（現行定款第14条削除）。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等に記載又は表示すべき事項をインターネットで開示することにより、株主総会の招集に際してより充実した情報の開示ができるようになるための規定を新設するものであります（変更案第16条）。

株主総会に出席することのできる代理人の数を1名にすることを明確化す

るものであります（変更案第18条第1項）。

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役解任の決議要件を旧商法と同じ株主総会の特別決議とするものであります（変更案第21条）。

事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を2年から1年に短縮し、事業年度ごとに株主様の信任を諮るものであります。なお、変更後の任期は、本総会で選任される取締役から適用されます（変更案第22条）。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の招集手続を簡略にする規定を新設するものであります（変更案第25条第2項）。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議につき、書面又は電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第26条）

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができるようにするものであります。なお、第29条第1項の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております（変更案第29条）。

監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、監査役解任の決議要件を会社法の規定どおり株主総会の特別決議とすることを明確化するものであります（変更案第32条）。

監査役会の機動的な運営を図るため、監査役会の招集手続を簡略にする規定を新設するものであります（変更案第35条第2項）。

監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって、法令の定める範囲内で監査役の責任を免除することができるようにするものであります。また、監査体制の充実・強化を目指し、社外監査役として優秀な人材の招聘に資するよう、社外監査役との責任限定契約を締結することができるようにするものであります（変更案第38条）。

取締役の任期を1年とすることに伴い、剰余金の配当等について取締役会の決議で定めることとするものであります（変更案第40条）。

剰余金の配当が金銭に限られなくなったことから、その除斥期間について適切に定めるものであります（変更案第42条）。

- (2) 以上の変更に加え、「会社法」、「整備法」、「会社法施行規則」及び「会社計算規則」の施行に伴い、引用する法律条文や用語の変更を行うこととあわせ、章・条の構成や順序、条数、一部表現の変更等を行うものであります。

- (3) なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。

当社に取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め
(変更案第4条)

当社は株券を発行する旨の定め(変更案第7条)

当社は株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第11条)

- (4) また、機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を増加させるものであります(変更案第6条)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(新設)	(機 関)
	第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	(1) <u>取締役会</u>
	(2) <u>監査役</u>
	(3) <u>監査役会</u>
	(4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 <u>当社の公告は、電子公告により行う。</u> <u>ただし、電子公告によることができない</u> <u>事故その他やむを得ない事由が生じたときは、</u> <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第 5 条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によ</u> <u>って電子公告による公告をすることが</u> <u>できない場合は、日本経済新聞に掲載し</u> <u>て行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 655,289,040株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>第11条に定める株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(端株原簿への不記載)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>1株未満の端数についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 757,362,240株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関連する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(開催地)</p> <p>第14条 株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地、または東京都渋谷区、同目黒区、同品川区、同新宿区、同港区、同千代田区、同中央区のいずれかにおいて開催する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会において定めた順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>商法第343条の定めによる決議及びその他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 <u>当会社には、取締役20名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 <u>当会社の取締役は、20名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(解任方法)</p> <p><u>第21条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会はその決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第28条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任免除) 第29条</p> <p>(新 設)</p> <p>当社は社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第30条 当会社には、監査役5名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第33条 監査役は、その互選により常勤監査役を選任する。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(解任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって解任することができる。</p> <p>2. 前項の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第38条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。</u></p>
<p>第6章 計 算 (営業年度) 第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第6章 計 算 (事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第40条 当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第42条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当財産の除斥期間)</p> <p>第42条 配当財産がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名（全員）が任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため、現取締役9名全員を重任するとともに、取締役2名を増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 有当株式 の数	当社との 特別利害 関係
1	増田宗昭 (昭和26年1月20日生)	昭和60年9月 当社設立 代表取締役社長 平成8年10月 当社代表取締役会長 平成11年4月 当社代表取締役社長 平成12年12月 ブックオフコーポレーション （株）取締役（現任） 平成15年3月 楽天（株）取締役（現任） 平成15年5月 （株）ローンソン取締役（現任） 平成15年6月 当社代表取締役社長 TSUTAYA事業本部長 平成16年4月 当社代表取締役社長 FC事業本部長兼直営事業本部長 平成16年10月 当社代表取締役社長 FC事業本部長兼直営事業本部長兼総合企画本部長 平成17年4月 当社代表取締役社長 FC事業本部長兼企画本部長兼新規事業本部長兼FC事業本部開発本部長兼FC事業本部商品本部長 平成17年6月 （株）キタムラ取締役（現任） 平成18年3月 当社代表取締役社長 企画本部長 （株）TSUTAYA代表取締役社長（現任） 平成18年5月 当社代表取締役社長 代表執行役員（CEO） 現在に至る 他の法人等の代表状況 マスタアンドパートナーズ（株）代表取締役 （株）TSUTAYA代表取締役社長	15,612,400株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の数 の 当 社 株	当社の 特 利 害 関 係
2	くさ か たか あき 日 下 孝 明 (昭和28年4月11日生)	<p>昭和61年3月 当社入社 平成元年8月 当社常務取締役 平成元年12月 (株)レントラックジャパン設立 取締役 平成4年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成16年12月 (株)ギャガ・コミュニケーションズ 取締役(現任) 平成17年6月 当社取締役 平成18年3月 (株)TSUTAYA代表取締役副社長 (現任) 平成18年5月 当社取締役 執行役員(株)TSUTAYA及び(株)レ ントラックジャパン 商品事 業管掌) 現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況 (株)TSUTAYA代表取締役副社長 (株)レントラックジャパン代表取締役社長</p>	429,690株	後記 (注)1. 参 照
3	き よし けん 喜 吉 憲 (昭和22年8月11日生)	<p>昭和46年4月 (株)日本興業銀行(現 (株)みず ほコーポレート銀行)入社 平成9年4月 同行香港支店長兼IBJ Asia Limited副会長 平成10年3月 日本パシフィックセンチュリ ーグループ(株)(現 日本パシ フィックセンチュリーグルー プ(有))代表取締役(現任) 平成15年4月 当社入社 顧問 平成15年6月 当社常務取締役 平成16年4月 当社取締役副社長管理部門管 掌 平成16年6月 (株)レントラックジャパン取締 役(現任) 平成16年6月 当社代表取締役副社長管理部 門管掌 平成16年8月 当社代表取締役副社長管理本 部部長 平成18年3月 当社取締役管理本部長 平成18年5月 当社取締役 執行役員(管理本部長) 兼管理本部長 現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況 日本パシフィックセンチュリーグループ(有)代 表取締役 新日本ビーシージー(株)代表取締役 パシフィックセンチュリーホテル(株)代表取締 役</p>	1,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 数 の 数	当社の 特別 利害 関係
4	たに だ まさ ひろ 谷 田 昌 広 (昭和36年3月10日生)	<p>平成3年4月 住銀バンカーストラスト投資顧問(株)年金運用部長代理(株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)出向)</p> <p>平成9年4月 住友キャピタル証券(株)企画部次長(同行出向)</p> <p>平成11年1月 シュローダー投信投資顧問(株)運用部次長</p> <p>平成12年6月 (株)ツタヤオンライン取締役経営管理グループ統括マネージャー</p> <p>平成13年6月 当社取締役財務・経理管掌</p> <p>平成14年6月 当社常務取締役管理部門管掌</p> <p>平成15年10月 当社常務取締役財務・経理部門管掌</p> <p>平成16年4月 当社常務取締役財務・経理・総務・法務部門管掌</p> <p>平成16年6月 当社常務取締役財務・経理・法務部門管掌</p> <p>平成16年8月 当社常務取締役管理本部副本部長</p> <p>平成18年3月 当社取締役管理本部副本部長兼財務担当オフィサー</p> <p>平成18年5月 当社取締役 執行役員(CFO)兼管理本部副本部長兼管理本部財務担当オフィサー 現在に至る</p>	15,200株	なし

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 数 の 数	当社との 特別 利害関係
5	かま た まさ ひこ 釜 田 雅 彦 (昭和30年8月15日生)	<p>平成10年7月 日本電気(株)第4事業本部第2製造業SI事業部マネージャー退職</p> <p>平成10年7月 (株)カマタ・クラブ設立 代表取締役社長(現任)</p> <p>平成14年4月 当社入社執行役員TSUTAYA事業本部運営本部長兼TSUTAYAシステムグループリーダー</p> <p>平成14年6月 当社取締役運営部門管掌</p> <p>平成15年6月 当社取締役TSUTAYA事業本部運営本部長兼システム部門管掌</p> <p>平成15年10月 当社取締役TSUTAYA事業本部副本部長兼運営本部長兼システム部門管掌</p> <p>平成16年4月 当社取締役FC事業本部副本部長兼運営本部長兼システム部門管掌</p> <p>平成17年4月 当社取締役FC事業本部副本部長兼FC事業本部運営本部長</p> <p>平成18年4月 当社グループシナジー本部長兼グループPJ推進室長</p> <p>平成18年5月 当社執行役員(CIO)兼グループシナジー本部長兼グループPJ推進室長</p> <p>現在に至る</p> <p>他の法人等の代表状況 (株)カマタ・クラブ代表取締役社長</p>	7,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 株式数	当社との 特別 利害関係
6	きむらもとあき 木村元昭 (昭和43年5月18日生)	平成3年4月 当社入社 平成11年4月 ツタヤ西日本(株)(現(株)TSUTAYA STORES)代表取締役社長(現任) 平成13年6月 当社取締役直営事業管掌 平成15年6月 当社取締役TSUTAYA事業本部出店企画室長兼直営店舗部門管掌 平成16年4月 当社取締役直営事業本部副本部長 平成16年4月 有限会社TSUTAYA STORESホールディングス(現(株)TSUTAYA STORESホールディングス)代表取締役社長(現任) 平成17年4月 当社取締役直営事業本部長兼FC事業本部副本部長 平成17年4月 (株)ヴァージン・メガストアーズ・ジャパン代表取締役社長(現任) 平成18年5月 当社執行役員(株)TSUTAYA直営事業及びFC事業管掌) 現在に至る 他の法人等の代表状況 (株)TSUTAYA STORESホールディングス代表取締役社長 (株)TSUTAYA STORES代表取締役社長 (株)ヴァージン・メガストアーズ・ジャパン代表取締役社長	51,000株	なし
7	かしのたかひと 榎野孝人 (昭和38年4月10日生)	昭和61年4月 (株)リクルート入社 平成12年10月 (株)アイ・エム・ジェイ代表取締役社長(現任) 平成16年7月 (株)BBB代表取締役社長(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成17年9月 (株)CCCコミュニケーションズ代表取締役社長(現任) 現在に至る 他の法人等の代表状況 (株)アイ・エム・ジェイ代表取締役社長 (株)BBB代表取締役社長 (株)CCCコミュニケーションズ代表取締役社長	1,400株	後記(注)2.参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 株式数	当社との 特別利害関係
8	ふじもと しんすけ 藤本真佐 (昭和42年10月16日生)	平成6年10月 デジタルハリウッド㈱取締役 平成8年7月 ㈱アイ・エム・ジェイ代表取締役社長 平成11年6月 ㈱シー・シー・シーオンライン(現㈱ツタヤオンライン)代表取締役社長 平成14年6月 デジタルハリウッド㈱代表取締役社長(現任) 平成18年3月 当社取締役 平成18年5月 当社取締役 執行役員(デジタルハリウッド㈱管掌) 現在に至る 他の法人等の代表状況 デジタルハリウッド㈱代表取締役社長	1,200株	なし
9	しみず ひでお 清水秀雄 (昭和29年1月12日生)	昭和61年12月 ㈱トップカルチャー設立 代表取締役社長(現任) 平成12年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱トップカルチャー代表取締役社長 ㈱ヒーズ代表取締役	-株	後記(注)3.参照
10	まつき のぶお 松木伸男 (昭和23年10月1日生)	昭和60年6月 シュローダー・ピーティーヴィ・パートナーズ㈱(現㈱MKSコンサルティング)設立 代表取締役社長(現任) 平成12年6月 当社取締役(現任) 平成14年7月 ㈱MKSパートナーズ設立 代表取締役社長(現任) 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱MKSコンサルティング代表取締役社長 ㈱MKSパートナーズ代表取締役社長	40,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	候補者の 株式数	当社との 特別利害関係
11	みきたに ひろし 三木谷 浩史 (昭和40年3月11日生)	昭和63年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほコーポレート銀行)入行 平成8年2月 (株)クリムゾングループ代表取締役社長(現任) 平成9年2月 (株)エム・ディー・エム(現楽天(株))設立 代表取締役社長 平成13年2月 楽天(株)代表取締役会長兼社長(現任) 平成14年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 (株)クリムゾングループ代表取締役社長 楽天(株)代表取締役会長兼社長 楽天トラベル(株)代表取締役会長 楽天証券(株)代表取締役会長 (株)クリムゾンフットボールクラブ代表取締役 楽天クレジット(株)代表取締役会長 楽天KOC(株)代表取締役会長 楽天オークション(株)代表取締役社長	16,000株	後記 (注)4. 参照

- (注) 1. 取締役候補者 日下孝明氏は、(株)レントラックジャパンの代表取締役であります。同社と当社100%子会社である(株)TSUTAYAの間では、同社の映像レンタル店舗向け営業の一部を当社が代行する取引を行っております。
2. 取締役候補者 櫻野孝人氏は、(株)アイ・エム・ジェイの代表取締役であります。同社と当社及び当社子会社は、コンテンツ配信及びインターネット広告の事業において、直接又は間接に共同で会社を保有して業務提携を行う関係にあります。
3. 取締役候補者 清水秀雄氏は、(株)トップカルチャーを代表して当社100%子会社である(株)TSUTAYAと取引を行っております。
4. 取締役候補者 三木谷浩史氏は、楽天(株)を代表して当社100%子会社である(株)カード&マーケティングと取引を行っております。
5. 清水秀雄氏、松木伸男氏、三木谷浩史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
6. 上記各候補者の略歴は、平成18年5月23日現在ののものであります。
7. 上記各候補者の有する当社の株式数は、平成18年3月31日現在ののものであります。

第4号議案 取締役の金銭以外の報酬承認の件

当社の取締役の報酬は、平成9年6月26日開催の第12回定時株主総会において取締役の報酬額を年額10億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、現在の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、当該取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、当社取締役に対していわゆる株式報酬型ストックオプション及びいわゆる通常型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額3億円を上限として設けさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

また、当社の現在の取締役の員数は9名であります。第3号議案が原案どおり可決された場合、本議案の対象となる取締役の員数は11名となります。

ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容については、株式報酬型ストックオプションについては第5号議案を、通常型ストックオプションについては第6号議案をそれぞれご参照ください。

第5号議案 取締役に對し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、取締役の報酬の一部を当社の株価と連動させることにより、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主様と共有し、適な会社経営を通じた株価上昇への意欲や士気を一層高めることを目的として、平成17年6月に従来現金支給による退職慰労金制度を廃止し、これに代わる当社の株価と連動する報酬として、退任日以降に行使可能となるいわゆる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することといたしました。

本年度におきましても、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、取締役会決議により当社取締役に對し無償で発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の対象とする取締役の員数は3名を予定しております。

株式報酬型ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は以下のとおりといたします。

本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定を取締役に委任する募集新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社取締役
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式20,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- (3) 発行する新株予約権の総数
200個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式1株当たりの払込金額1円に、新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権行使期間
平成18年6月29日から平成38年6月30日まで
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。
上記に関わらず、新株予約権者は以下のa.、b.に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - a. 新株予約権者が平成33年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成33年7月1日から平成38年6月30日までとする。
 - b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。
新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、下記に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

その他細目については、本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。なお、当社は「新株予約権割当契約」により、上記及びの条件に制限を加えることができるものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が承認されたとき及び当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は(7) b.に定める30日間において行使されなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

第6号議案 通常型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社及び当社関係会社の取締役及び社員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり当社及び当社関係会社の取締役及び社員に対し、いわゆる通常型ストックオプションとして新株予約権を取締役会決議により無償で発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の取締役の員数は9名であります。第3号議案が原案どおり可決された場合、本議案の対象となる当社の取締役の員数は、11名となります。

本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定を取締役会に委任する募集新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の割当てを受ける者
当社及び当社関係会社の取締役及び社員
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式1,500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (3) 発行する新株予約権の総数
15,000個（当社の取締役に対しては3,500個）を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
- (4) 新株予約権の発行価額
無償とする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下「払込価額」という。）に、新株予約権1個につき割当てられる株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、かかる金額が新株予約権発行日の前営業日の終値を下回

る場合には、当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以後に、時価を下回る価額による新株の発行又は自己株式の処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券（すなわち、当社普通株式と引換えに当社により取得される証券）もしくは転換できる証券（すなわち、当社に対し、当該証券の取得と引換えに当社普通株式を交付することを請求できる証券）の転換（取得）、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込価額}}{\text{新株発行前の1株当たり株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権行使期間

平成20年7月1日から平成28年6月27日まで

(7) 新株予約権の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、顧問又は社員であることを要する。ただし、本新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、当社又は関係会社の社員が定年等の事由により退職した場合、及びその他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社とする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるもの

とする。ただし、下記 に規定する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

その他細目については、本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社はその者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

以 上

【ご参考】

連結剰余金計算書(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		6,243
資本剰余金増加高		
増資による新株の発行	5,265	
株式交換による新株の発行	27,708	
新株予約権行使による株式の発行	1,033	34,007
資本剰余金期末残高		40,250
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		2,758
利益剰余金減少高		
当期純損失	31,203	
配当金	459	
役員賞与	31	31,694
利益剰余金期末残高		28,936

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		法人税等の支払額	2,882
税金等調整前当期純損失	24,616	営業活動によるキャッシュ・フロー	9,156
減価償却費	1,339		
ソフトウェア償却費	1,688	投資活動によるキャッシュ・フロー	
その他無形固定資産償却費	821	定期預金払戻等による収入	40
連結調整勘定償却額	38,022	有形固定資産取得による支出	2,931
長期前払費用償却	68	有形固定資産売却による収入	1,283
貸倒引当金の減少額	262	無形固定資産取得による支出	3,968
賞与引当金の増加額	126	無形固定資産売却による収入	1,081
返品調整引当金の減少額	55	投資その他の資産取得による支出	2,734
ポイント引当金の減少額	75	投資その他の資産解約等による収入	1,040
閉店損失引当金の減少額	88	投資有価証券の取得による支出	3,935
事業撤退損失引当金の減少額	313	投資有価証券の売却による収入	1,051
退職給付引当金の減少額	101	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	13,504
役員退職慰労引当金の減少額	137	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	540
固定資産売却益	60	少数株主からの子会社株式の取得による支出	47
店舗売却益	7	貸付けによる支出	255
固定資産売却損	6	貸付金の回収による収入	136
固定資産除却損	326	投資活動によるキャッシュ・フロー	22,202
新株発行費	85		
投資有価証券売却益	301	財務活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券評価減	29	短期借入れによる収入	176,419
受取利息及び受取配当金	84	短期借入金の返済による支出	168,790
支払利息	304	長期借入れによる収入	2,111
持分法による投資損失	89	長期借入金の返済による支出	6,734
持分変動利益	16	自己株式取得による支出	705
売上債権の増加額	8,693	長期未払金の返済による支出	874
たな卸資産の増加額	2,992	少数株主からの払込による収入	209
未払金の増加額	6,687	株式の発行による収入	12,515
仕入債務の増加額	7,376	配当金の支払額	604
その他の資産の増加額	7,934	財務活動によるキャッシュ・フロー	13,547
その他の負債の増加額	776		
未払消費税等の増加額	54	現金及び現金同等物換算差額	13
役員賞与の支払額	37	現金及び現金同等物の増加額	488
小計	12,025	現金及び現金同等物の期首残高	7,846
利息及び配当金の受取額	82	資金範囲の変更による現金及び現金同等物の減少	1,082
賠償金の受取額	242	現金及び現金同等物の期末残高	7,251
利息の支払額	311		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

《議決権行使のご案内》

1. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使に際して、ご了承ください く事項

議決権を電磁的方法（インターネット）により行使される場合は、次の事項をご了承の上、ご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

- 1) 電磁的方法（インターネット）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いた電磁的方法（インターネット）ではご利用いただけませんのでご了承ください。電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に於いてのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) 電磁的方法（インターネット）により議決権をご行使される場合は、議決権行使結果の集計の都合上、平成18年6月27日（火曜日）の午後6時までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- 4) 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）の双方により、二重に議決権をご行使された場合は、電磁的方法（インターネット）によるご行使を有効なご行使としてお取扱いいたします。
- 5) 電磁的方法（インターネット）で複数回数、議決権をご行使された場合は、最後のご行使を有効なご行使としてお取扱いいたします。
- 6) 各議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 7) 電磁的方法（インターネット）に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできませんのでご了承ください。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。

3) 画面の案内に従い、議決権をご行使ください。

3. ご利用環境

パソコン	Windows機種、Macintosh機種 (携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。)
ブラウザ	Internet Explorer5.5以上 Netscape Communicator4.7以上
インターネット環境	プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
画面解像度	1024×768以上をご推奨いたします。

Windows, Internet Explorerは、米国Microsoft社の登録商標です。

Macintoshは、米国Apple Computer社の登録商標です。

Netscape Communicatorは、米国Netscape社の登録商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようにご注意ください。なお、当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

議決権行使に関するお問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話番号 0120 - 768524 (フリーダイヤル)

受付時間 9 : 00 ~ 21 : 00 (土日祝日を除く)

